

◎新潟県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新潟市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新潟市北部公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月12日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成5年新潟県告示第688号、平成11年新潟県告示第471号、平成15年新潟県告示第337号、平成20年新潟県告示第525号、平成22年新潟県告示第557号、平成27年新潟県告示第47号及び平成29年新潟県告示第365号の事業地のうち新潟市北区松浜みなと地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成5年新潟県告示第688号、平成11年新潟県告示第471号、平成15年新潟県告示第337号、平成20年新潟県告示第525号、平成22年新潟県告示第557号、平成27年新潟県告示第47号及び平成29年新潟県告示第365号の事業地のうち新潟市北区松浜7丁目並びに松浜みなと並びにすみれ野2丁目を削る。